

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から43年3月まで
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを、ねんきん特別便で知った。

国民年金保険料は同居していた^{しゅうと}舅が昭和48年9月まで継続して支払っており、そのうち43年4月から48年9月までの保険料については厚生年金保険との重複期間ということで還付通知を受けたが、42年4月から43年3月までの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人を含む同居の家族の公租公課を納めていたとする申立人の^{しゅうと}舅及びその^{しゅうとめ}姑の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立期間を含めていずれも国民年金保険料が納付済みとなっている。

また、社会保険庁の統合年金記録回答票及び被保険者記録照会(過誤納)を見ると、申立期間前後の申立人及びその夫の年金記録における厚生年金保険と国民年金の重複期間については、申立人及びその夫が別記号番号で厚生年金保険に加入した際に、適切に国民年金からの切替手続がなされておらず、その後も申立人の^{しゅうと}舅が申立人及びその夫の国民年金保険料を継続して納付していたために生じたものと考えるのが自然である上、^{しゅうと}舅自身の国民年金加入期間についても未納期間が無いことから、申立人の家族の国民年金保険料を納付していた^{しゅうと}舅の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の^{しゅうと}舅及びその^{しゅうとめ}姑は稲作農業を営んでいたが、昭和42年前後はA地方の水稲収量が増加した時期であり、申立期間当時、^{しゅうと}舅

が経済的事情によって申立人を含む家族の国民年金保険料を納付できなかったということは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月から46年3月まで
夫が厚生年金保険から国民年金に変わった昭和46年7月に、夫がA町(現在は、B町)役場に行き、国民年金の加入手続をして、36年6月から46年7月までの国民年金保険料を一括納付した記憶がある。
領収書等の資料は無いが調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が昭和46年7月にA町(現在は、B町)役場で36年6月にさかのぼって国民年金の資格取得手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、46年8月21日に払い出されたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録及びA町が管理する国民年金被保険者名簿により、46年4月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人の主張とは異なっている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫は、社会保険庁の記録により、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、申立人は、申立期間について、さかのぼって加入することのできない国民年金の任意加入対象期間であったものと推認され、申立人が「昭和36年6月から46年7月までの期間の国民年金保険料を一括納付した。」とする主張とは矛盾する。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から55年3月まで

申立期間当時、私は専業主婦で、夫（元配偶者）も国民年金に加入しており、国民年金保険料は私が夫婦二人分を一緒にA県B区役所で納めていた。

証明になるものは何も残っていないが、これまで年金保険料や税金はまじめに納付してきたし、当時は私が夫の分の国民年金保険料も納めていたのに、私の分だけ未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時「A県B区に居住しており、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒にB区役所に納めていた」と主張しているが、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が所持している国民年金手帳を見ると、申立人の住所はC区となっている上、昭和45年4月にC区で国民年金の資格を喪失し、55年5月にD市で年金手帳の氏名及び住所変更の手続を行った際に、53年5月にさかのぼって国民年金の資格を再取得していることが確認でき、それまでB区役所において変更手続等がなされた形跡は見当たらないことから、申立人自身の国民年金保険料の納付書はB区役所からは発行されておらず、B区役所にて夫婦二人分の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年1月までの期間及び43年5月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年2月から43年1月まで
②昭和43年5月から44年3月まで

私は、昭和44年4月14日にA県B市（旧C町役場）へ妻と一緒に婚姻届を提出した際に、役場の担当者から、年金の未納について話をされ、国民年金は将来のために納付したほうが良いと言われたことから申立期間の国民年金保険料を一括納付したのに未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年8月14日の時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間である上、同年4月から45年2月までの夫婦二人分の国民年金保険料を44年7月24日に納付していることは確認できるものの、申立人が国民年金に加入したとする時期は、特例納付実施期間中でも無く、42年2月からの保険料を一括納付したとする申立人の主張には不合理な点が見られる。

また、申立人が、20歳から昭和44年4月1日に国民年金の資格を取得するまでの期間について、市町村が管理する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立期間①及び②のいずれの期間においても国民年金に加入した形跡が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、同日前は未加入期間と考えられ、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認され

る。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が、申立期間当時の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私は、昭和35年秋ごろからA県B町のC社に勤務してB町に8年間住んでいました。B町で成人式をしてB町役場から国民年金の通知が届き、20歳から60歳まで間違いなく納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年9月30日の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「縦15センチメートル横9センチメートルの複写式の納付書に現金を添えてB町役場の窓口で自分で納付した。」と主張しているが、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、市町村から国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に印紙を貼り付ける印紙検認方式であり、納付書は発行されていないことから、その主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人が、申立期間当時の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から45年3月まで

私は、役場から年金相談が開催される通知を受け取り、主人と二人で相談に行き、記録確認したところ、昭和43年4月から45年3月までの2年間が未納になっていた。後日母に聞いてみたところ、親と私の3人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた記憶があるとのことだった。私の保険料のみが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母が旧A村（現在は、B町）役場で国民年金の加入手続きを行い、その母が申立人とその父の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたはずと主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年8月31日に結婚後のC姓で旧A村から払い出されており、その時点では、申立期間の一部が時効により納付できない期間である上、申立人及びその母には保険料をまとめて納付した記憶は無く、過年度保険料及び特例納付保険料を納付した形跡も見られず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母も記憶が明確でないことから、国民年金の具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年11月までの期間及び48年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年4月から46年11月まで
②昭和48年7月

私は、申立期間において、当時勤めていたA社が個人事業所で、厚生年金保険に加入が認められなかったため、国民年金に加入していた。国民年金保険料は事業所が納付するとして、給与から天引きされていた記憶がある。国民年金の加入手続や納付については、事業所が代理で行っていたはずなので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、事業所が申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該事業所が代行して申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人自身は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金への加入状況、保険料の納付状況が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、当該事業所に勤務し、同居していた家族について、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況を確認したところ、いずれも未加入期間及び未納期間となっていることから、当該事業所において保険料の納付を代行していたものとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付できない期間であり、ほかに国

民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで
昭和 33 年に高校を卒業し、高校の先生の推薦で A 県 B 区 C 町の D 社に就職しました。その期間について、厚生年金保険の加入期間として出てこないのを申立てをします。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び同僚の証言から、D社に勤務していたことは推認することができるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 2 月 1 日から、申立人が申立期間以後に厚生年金保険の資格を取得した 34 年 6 月 23 日前後までの期間において、同事業所に係る厚生年金保険の資格を取得した 26 名について確認したところ、事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認できない。

さらに、同期入社し 1 年以上勤務していたとする同僚についても、事業所別被保険者名簿に該当者は確認できず、同事業所は、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。